

平成25年第4回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 平成25年8月5日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年8月5日(月) 午前 9時35分
- ◎ 閉会日時 平成25年8月5日(月) 午前10時28分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 6番 泉政栄

◎ 欠席議員

- ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美
(給食センター長)	村上芳二
代表監査委員	村上壽

- ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

平成25年第4回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

平成25年8月5日(月)午前9時35分開議

日程	議件番号	議件名
第1 第2		会議録署名議員の指名 1番、西山和夫君 6番、泉政栄君 会期の決定について
第3 第4	議案第1号 議案第2号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第4号)について 庁舎耐震改修工事請負契約について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

第4回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10名です。

定足数に達していますので、平成25年第4回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、西山和夫君及び6番、泉政栄君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定致しました。

◎ 議長(伊藤政博)

只今、町長から本臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出

がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成25年第4回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変、お忙しい中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案について、説明をさせていただきます。お手元に配付のとおり、平成25年度一般会計補正予算（第4号）についてと庁舎耐震改修工事請負契約の2件であります。議案第1号の平成25年度一般会計補正予算については、地域づくり総合交付金事業の内定を受けたことから、農業振興施設整備事業として1,200万円を、また、不足が見込まれると思われる知内町地域材活用助成として460万円を、更に、特別支援教育の推進を図るインクルーシブ教育システム構築モデル事業費として346万3千円を追加補正させていただくものであります。また、議案第2号は、庁舎耐震改修工事請負契約を締結するために議会議決を求めるものであります。議案の内容につきましては、各課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 平成25年度知内町一般会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『平成25年度知内町一般会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第4号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,006万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,376万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

説明につきましては、歳出より行いますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,200万円を追加し、1億1,733万3千円とするものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で地域づくり総合交付金事業農業振興施設等整備事業に対し、道の補助金交付内定を受けたことから補助金として1,200万円を追加するものであります。なお、事業詳細につきましては、見出しナンバー1、産業振興課説明資料1ページをご参照いただきたいと思います。

次に8ページであります。2項林業費、2目林業振興費に460万円を追加し、3,122万円とするものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付

金で知内町地域材活用住宅助成に不足が見込まれることから、今回460万円を追加するものであります。詳細につきましては、産業振興課説明資料2ページをご参照いただきたいと思います。

次に10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に346万3千円を追加し、1億2,247万3千円とするものであります。内容につきましては、障がいの有無に関係なく、誰でも地域の学校で学べるような教育、インクルーシブ教育のシステム構築モデル地域として知内町が国の指定を受けたことから関係する事務費として3節職員手当等に通勤手当18万2千円、7節賃金に117万6千円、8節報償費に講師謝金等として76万6千円、9節旅費に95万3千円、11節需用費に印刷費等ということで24万円、12節役務費に通信費1万円、14節使用料及び賃借料にパソコンリース料として13万6千円をそれぞれ追加するものであります。なお、財源につきましては、全て国の委託金となっております。なお、事業の内容につきましては、教育委員会資料をご参照いただきたいと思います。

次に歳入を説明致します。4ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金、3項委託金、3目教育費委託金に346万3千円を追加し、346万3千円とするものであります。内容は教育費委託金にインクルーシブ教育システム構築モデル事業委託金として346万3千円を追加するものであります。

次のページです。14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に1,200万円を追加し、7,925万3千円とするものであります。内容につきましては、農業費道補助金で地域づくり総合交付金事業補助金として1,200万円の追加であります。

次に20款1項町債、8目林業債に460万円を追加し、1,630万円とするものであります。内容は過疎地域自立促進特別事業債として知内町地域材活用住宅助成事業分460万円を追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正であります。地方債の変更で過疎地域自立促進特別事業債、限度額を4,960万円から5,420万円に変更するものであります。なお、起債の方法・利率・償還の方法については、変更ございません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

歳出で教育委員会、インクルーシブ、まず、この定義を教えてください。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

国の方で行っている定義につきまして、読み上げながらお話の方させてください。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多用で柔軟な仕組みを整備することとなっております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

様々なこれをすることによって、問題点等ですね、いろいろな考え方によって発生するだろうと思いますけれども、今、これを試験的にやりたいということでもありますけれども、今、これをするによって、要するに障がい者というか、いろいろな障がいを持った人も普通の学級で全てトータル的に教育される、要するに一人一人の個性が認められるということですよ。それぞれの個性を一人一人認めて、トータル的に教育しましょうということなんだろうと思うんですけれども、それによって先生方の教育、ここの問題点にもありますけれども、先生の指導等、大変、これ複雑化する要因にもなってくるだろうと思いますけれども、今、あえて、これを国の支援を受けてやる目的は何ですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

まず、このシステムが今年度の国の補助事業として成り立つ前提として、昨年7月に地方教育審議会初等中等分科会からインクルーシブ教育システム構築のための特別教育の推進という報告がなされました。その前年には、障害者基本法の改正が行われて、第16条で例えば、可能な限り障がい者である児童生徒が、障がい者でない児童生徒とともに教育を受けられる配慮をしなければならない。障がい者である児童生徒並びにその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないという法改正が行われてきました。今、ご指摘のようにこのシステムを導入することによって、学校の負担というふうに受け止めてたんですけれども、お手元の配付資料の中に基づいて、ご説明の方させてください。学校に対する負担というのは、確かに大きなものがございしますが、今回のこのシステムによって、真ん中の四角にありますように、2行目です。スクールクラスターを活用した合理的配慮の提供による実践事例を蓄積すること。よって、特別支援学校などとの連携、合理的配慮協力員・相談員等の配置により、知内町特別支援教育の新たな展開を実現するという内容で進めてまいります。具体的には、域内ですから、知内町渡島管内の域内として考えまして、中心となる、センターとなる特別支援学校を指定して、今回の場合、函館の附属特別支援学校を指定するつもりで手続の方進めております。指定して、連携することと合わせて、その上部団体の北海道教育大学の障がい児学級の先生方とも協力を得ながら、子どもたちの教育に携わっていくということになります。具体的には、合理的配慮協力員という面倒な名前なんですけれども、その方を非常勤の職員として町の方にちょうどこれからスタートするものですから、年度の終わりまででおよそ70日間という配置の日数、あと就労や就学に関する相談員として20日間、または10日間というふうにはほかの学校の先生方に依頼をしてみたいと思っています。合わせて、取り組み内容の3の①番の就労や社会参加支援について、特に社会参加、中学校、高等学校卒業したあと社会に出るわけですけれども、その社会に向けた取り組みとしてソーシャルスキルトレーニング等々のことを大学等と協力をして行っていきたい。よって、学校の現場に先生方が全て抱えるのではなくて、そこに合理的配慮協力員という方が訪問しながら先生方の相談に乗ると合わせて、附属特別支援学校等から派遣された教員と大学の教員による講義・講座・指導・支援が同時になされるというシステムになります。以上になります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

難しい話、何かどう捉えていいのかわかりませんが、ただ、これをやることによって、それぞれの個性・特性、特性と障がい者、イコールですよ、この考え方というのは。全て同じ教室の中で特性ある、いろいろな特徴を持った子どもたちと障がいのある子どもたちを一緒にして、トータル的にケアしましょうという話の中で、今、特別の先生方を呼んでやっていくという話なんだろうけども、ただ、課題として今まで習熟度別等いろいろな教育に差を付けて伸びる子はどんどん伸ばしていきましょう、特に高校の場合はそうやってきましたよね。これトータル的に考えて、何か自分の頭で混乱しているんですけども、一緒にやる部分と離してやる部分と伸ばしてやる部分とあるような気がするんですけども、それを全体で捉えた方が良いのか、今までやっぱりあるような要するに伸ばす子どもは伸ばす、ただ、教育の道徳的部分の中で、全体として1つの教室で平等に教育をしましょうという考えなのか、その辺の区切りというのは、どこで付けたらこれから良いんでしょうか。その特別支援も含めて。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

的確に答えられるか、ちょっと質問の意味も全部きちんとうまく把握できていないかもしれませんが、障がいを持っている方が例えば、本町において小学校・中学校、そして、そのあと、特別支援学校に進まれる方もいるし、本町の高等学校に進んで就職する方も実際にはいます。そういう子どもたちの学習の場の中で、その子の障がいに応じた適切な支援をすることによって将来の社会での自立だとか、社会参加が随分大きく変わってきます。例えば、障がい者、名前を出してはなんですが、高機能自閉症のお子さん、知的なレベルでは劣っていませんが、対人関係や社会生活等々で大きな障がいを生じています。この子たちに社会参加に向けた特別なプログラムを提供することによって、社会の約束事だとか、それから、これをしてはいけないことだとかをきちんと段階的に教えていくことが可能になります。そうすることによって、18歳、高校を卒業した後、社会に出た後でも、ふだんの社会生活の中で、かなり大きな部分を自立できるようになっていきますので、そのためには、やっぱり初等・中等の教育というのは、非常に重要な役割を果たします。よって、今、ここで言われているインクルーシブ教育になりますと、それを受け止める側、支える側の子どもたちも同じように障がいのことを理解して、手を差し伸べていけるようになっていくような教育のシステムになります。今、議員ご指摘のように、子どもたち個々の力を伸ばすというのは、ある程度の障がいを持っている子どもたちも含めてもちろんそうなんですけれども、その子、その子に見合った特別な方法というのは、やっぱり必要な場合があります。そのときには、今、義務学校の小中学校で配置されている校内のコーディネーター、または、特別支援の担当の教員だけではなく対峙しきれない問題も多くあります。もう1点は、障がいを持っているお子さんを抱えている保護者の方々が幼少時期からいろいろな不安を抱えます。その不安は、就学のことだけではなく、将来の就労のことだとか、社会生活に関わる全般にわたって大きな不安を持っているので、ここに対するケアも必要になります。よって、今回のこの事業では、取り組み内容の1にあるように、2番目の訪問型家庭教育支援事業というのを取り組みまし

て、ご家庭を訪問しながら、いろいろなご相談に乗ったり、愚痴を聞いたり、それから、アドバイスをしたりという、そういう場も持っていきたいなと思っています。よって、学校に上がる段階から保護者の不安や本人に見合った教育の方法を考えるのと学校に上がった段階で、その子に一番適切な教育方法や教育内容を先生とともに見いだすのと、その両方がこの事業の大きな特徴になっていますので、決して分けて育てるとか、細かく区切って育てるという意味合いではなくて、例えば、知内小学校は知内小学校という大きな枠の中で、障がいを持ったお子さんも他の学年の子たちと一緒に学んでいけるというシステムを本町と他の学校の有識者、または、ノウハウを持っている方々をお喚びすることによって、どう作りあげていくかというモデル事業として、取り組んでいきたいと思っていますので、ご理解のほどよろしくどうぞお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

あまり難しいこと聞きません。23年に法改正になってですね、このシステムの構築事業、文部省で発表されましたが全国的に非常に人気が悪くて、あまりこれに手を挙げた地区はないんです。端的に聞きますが、北海道、更には渡島管内でこのモデル地区に指定されたところはどこですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

ないと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

なぜ、これを聞くかと言えば、今、教育長の説明の中で、今までの障がい者教育の中で、該当者、更には保護者、これ今までずっとやってきているんです。にも拘わらず、今回はその担当者に対する俗に言う再教育ですよ、外部から人を頼んでやろうとする事業の一環だと思うんですね。一番、重要なのは、北海道教育委員会や渡島教育、このこと知っているのだろうか。知内がモデル地区になったということが。それが逆に渡島教育局がどのようにこれに対する手を貸すのか。更には、その上の北海道教育委員会はどのように手を貸すのかというのをお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

まず、このモデル事業なんですけれども、今年度、国会予算の通過が遅かったものですから、いろいろな意味で周知徹底がうまくいかなかったかなと思います。まず、我々がこの情報とモデル校の指定のことを理解したのが4月の段階です。その段階で、二次募集が行われていまして、5月の24日締め切りということでした。道教委からは3月の段階で、文章も来ていたんですけれども、当初、我々の方で見過ごしてしまったことが、やっぱり大きなミスかなと思っています。この事業に関して、北海道教育委員会並びにその傘下の渡島教育局の関わりなんですけれども、全く切り離されてはありません。この事業に関して、当初の応募団体から企画書の内容の検討、予算編

成にかけるアドバイス、それから、渡島教育局の特別支援のスーパーバイザーが具体的に我々の相談に乗ってくれまして、企画書をつくって国の方に送ったという次第です。ただ、ふだんであれば、道教委を経由していくんですけども、締め切りまで時間がなかったものですから、道教委の指示で直接、国の方に送らせていただきました。今回、この認定を7月の20日過ぎだと思っておりますが、内定を受けた段階で道教委の方にはその旨報告し、今後の協力の方を仰いでいます。なお、この事業に関わる北海道教育委員会並びに渡島教育局の役割としては、これを推進する検討委員会の指導とその検討委員会のメンバーの中にも入ってもらう予定でいます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

最後、希望的な観測になりますけれども、お許しいただきたいと思いますが、一番心配しているのは、私のちょっと耳に入ったのは、道の教育局そのものがあまりこれに対して把握していなかったという話がちょっと入ったんです。知内がモデル地区に指定をされたという、たまたま別なルートから入ったんですが、一番心配するのは、これ継続事業なんですね。単年度で終わりませんね。やはり教育委員会はそれなりの上部委員会との連携というのは一番大事だと思うんです。これから継続していく中で、そういう系統等について十分に協議を進めながら、私は今、教育長言うような形で、もし、事業がうまく遂行するのであれば、最高に良い事業だと思うんですよ。それを成功させるためにも、そういう系統だけはきちんとやっぱり筋を通していただきたい。これは希望になりますが、ひとつよろしくお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

筋が通っていないとおっしゃることは、ちょっと承服しかねるんですけども、道教委の方では、3月の段階、終わりの段階で、一斉に同じようにメール配信をして、募集をした。たまたまその応募がなくて、二次募集の案内が発出されたかどうかちょっと我々も定かではないんですけども、二次募集があって、我々がそれを目にして、道教委を通じて応募しようとした。しかし、道教委の方では締め切りの方が間近だったものだから、渡島教育局との相談で直接町から送って結構ですよということで、こちらは指示を仰いでそういうふうに動いたわけです。よって、北海道教育委員会とこの事業との関わりが一切ないわけではなくて、我々も上部組織をきちんと尊重しながら、それに則って進めて参っているつもりでいますので、今後ともそのように継続して参りたいと思います。また、この事業については、国の文科省の委託要綱の中で、平成27年度までの3年間の委託事業、ただし、単年限毎に事業の区切りと改めて申請をするんですけども、それまでは100パーセント事業として行っていくということで、28年度以降は補助事業として行っていく予定というふうに明記されていますので、最低25年・26年・27年の3カ年、この事業に取り組みながら、この域内の渡島管内のそれぞれの学校の持っている良さを生かす形で本町の特別支援教育と合わせて教職員がこれらの専門性を少しでも有することができるような、そういう研修の機会も合わせて持っていくしますので、ご理解の方、よろしくどうぞお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6番(泉 政栄)

これを見ただけだとなかなか理解が難しい状態で今いますが、先ほど1番から質疑されたお答えだけでもまだちょっと理解しづらい部分があるものですから、具体的にお聞きしたいと思います。この知的障がい、それから身体的障がいのある方に学校で受け入れる場合には、スタッフがこれだけ必要だ、例えば、1クラスの場合に言いますと2人は必要になりますよね。そのような人員配置というのは、今までもやっています。これが試験的に導入されるということは、更にスタッフだけに限って言えば、その方がまだ分かりやすいかと思う、スタッフの配置がどのように変わっていくのか、どのように増えていくのか、減っていくのか、それから、卒業までの支援をすると。卒業した後の支援もするというようなお答えにも伺えますが、その辺の今までに対する変化というのも具体的にはどのようになるのかということをお聞きしたいと思います。

◎ 議長(伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長(田中健一)

お手元の配付資料の事業内容の1・2・3に基づきながら今のことに答えたいと思います。まず、取り組み内容の1なんですけれども、パートナーシップに確立というふうに書いているんですが、これは教師のパートナーシップの確立であって、本町の幼稚園から高等学校までのほかに先ほどお話しましたように、特別支援学校並びに大学等々のパートナーシップを確立します。よって、それぞれの学校からこちらからお願いした先生方が町の方に来ていただくということになります。2番目の訪問型家庭教育支援事業というのは、これも先ほどお話しましたように、保護者、乳幼児期から育てるんですけれども、いろいろな不安をお持ちになります。これを今まで保健福祉課の方にも3歳児健診、5歳児健診の方で行ってくださっているんですが、特に学校に上がったからのことや、学習面のこと、将来の就労等に関する事などもお聞きしていきたいなと思っていました。あわせて、次の3番目が実は大きな転換なんですけれども、就学指導委員会の名称が今、国の方でいろいろと検討しています。今年の9月から就学指導委員会の要綱が変わりまして、今までは障がいを持っているお子さんは市町村の教育委員会がその障がいに基づいて特別支援学校等々に振り分けると言ったら変ですけども、それが一番、その子にとって適切な教育をする場所ですよというふうに行っていたんですけども、今、9月から法改正が行われまして、保護者の意向を十分に配慮し、本人と保護者の意向を配慮して、その進学先を検討しなさいと。今までは、就学基準に該当しているお子さんを認定就学者という名称で、例えば、小学校、同じように受けていたんですけども、この9月からは、この法改正が行われた場合には、認定就学者という言葉がなくなります。要するに障がいを持っているお子さんや保護者は、どうぞ、どちらでもお選びくださいと。そのためには、この方にここを選んだ場合にどんな支援が受けられるか、こっちに行った場合には、どんな教育が受けられるか、きちんと我々の段階で説明する義務がございます。例えば、知内小学校に上がった場合には、こうこうこういう教育内容で、こういうプログラムで、こんな段階で進んでいきます。しかし、ここについては、まだまだ町として、教育委員会として力不足な点があるので、この点はちょっとまだ不足な面がございます。と

いうように、事前に入学前に説明する義務がこの9月からの法改正でかなり大きくなります。よって、この就学指導に関するところで、就学指導委員会に先ほどのお話しした専門員の方々も入っていただきながら、より専門的な業務を受け持っていく形に変えていきますので、学校というよりも、就学指導委員会の中にも新たに人材がオブザーバーとして入っていくこととなります。2つ目は、議員のご指摘のとおりなんです。が、今の学校の中に非常勤で指導員と言ったら変ですけども、支援員、または、協力員が通っていきながら、その特別支援学級の指導計画だとか、支援計画だとか、その子に今の段階で一番きちんとマッチングしているかどうか、この子の今の状況から例えば、ここをこう変えた方が良いかなとか、こういうふうにして変えて進んでみませんかなどのアドバイスをしてくれる方が本町に生まれます。それと、各学校に配置している支援員にも恒常的に研修が行われることが可能になります。それから、右の方の取り組みの3番目では、特に中高生を対象を今年度は絞りまして、社会参加に向けたソーシャルスキル等々のトレーニングを行うこととなりますし、もう1つは、特に高校生に今年度は限って行いたいと思うんですけども、就労に向けたいろいろな適正の把握と本人の希望と、それから、長期休業中を使った就労体験の枠の拡大、これを図りながら、26年度の卒業に向けていきたいなと思います。よって、長くお話してしまったのですが、結論から言いますと、通っていく方が3名いらっしゃると思います。70日通っている非常勤の方と附属特別支援学校から2人の方が学校の方に入っていくことが、今回の事業の主な人の動きになりますので、学校の中そのものでの人の増配はありません。以上になります。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6番（泉 政栄）

今のもう一度、要約すると、通いで来る方が3名、それが増えると。それと、授業の内容などもいろいろな講習といたら良いんでしょうか、対処の仕方とか、そのような講義もできるということでもよろしいんですね。そして、あと卒業してからの支援というのも何かやるというような形だけけど、じゃあ、具体的に今とはどう変わるんだろうか。例えば、就労してから、この子はどういう状態にいるのかというようなところまで支援するのか。それとも、卒業したら、じゃあ、あとは親御さん、そこであなたと障がいのある子と2人で対処してってください、私たちは学校ではこれだけ頑張りましたと、いろいろ適用する面も探しましたと、このように就労しますけれども、あとは親御さんと障がいのある方、お二人で頑張ってくださいと、そのような形で終わるのか、それだと今までとも全然変わらないような気がするんですが、その2点について、もう一度。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

あとの方ですけども、我々、教育委員会の責務として、最初にお話ししましたように、教育の場は非常に大事だということで、今のように確かに高校までの限定のものになりますが、しかし、この障がい者に対する支援の流れは、町全体で通じていますので、例えば、本町での保健福祉課等の流れになりますし、それから、町の組織としては、知内町自立支援協議会という機関が立ち上がっていますので、将来、就労して社会人となった方々に対する支援は、恐らくその福祉の関係の方から進んでいくと思

っています。我々、教育委員会のサイドとしてそこまではまだ、我々、独自ではきっとできないと思いますので、町との連携と今回のこの事業に合わせた取り組みの中で、新たにその辺もつないでいくようなことが必要になります。それから、この事業を進めていく中で、特に就労に向けて具体的なまだ構想は立ちづらいんですけども、できれば、町内、または、近郊で仕事ができるような場があれば、この事業というのは、やっぱり一番やりやすいのは事実なんです。そここのところも実は念頭に置きながら、この事業を考えていかなければいけないなど十分思っています。よって、今回、この事業にあたっては、将来のことを含めていきますと、町の自立支援協議会等々との繋がりや町・福祉との関係の繋がりを重視した取り組みとして、我々も十分にそれは分かっていますので、そこを考えながら進めていくということもご理解いただければありがたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

今、教育長の方からこの問題について、私も先ほどから話を聞いていて、一番、やっぱり問題が今の最終的に子どもを教育して、最後に社会人として健常者と同じような形の生活をさせたいということだと思うんですけども、やはり私もですね、そういう形に持っていくためにも、今からですね、教育長言いましたように、やっぱり町といろいろな形で経済界、商工会もそうでしょうけれども、いろいろ形の今から連携をしていかなきゃこのお話はただある一定まで育てましたけれども、あとはもうぼんとやって、はっきり言って健常者でも今の有効求人倍率0.7弱だと思うんですけども、その辺の形でやはり普通の方々でも就職というのは難しいんですけども、その辺に対して身障者の方が社会に出る、それから、仕事に就くといったら本当に緩くない問題だと、その辺について、もう少し組織的なものをきちんと持っていかないとだめだと思うんですけども、その辺について、どのように考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

さっきのお話と繰り返すことになると思うんですけども、適性を見いだしてあげるといって、その子が社会生活を営む場合に、他の社会人と同じように暮らしていけるようないろいろなスキルを身につけてやることと、まず最初の方の社会的なスキルをきちんと身につけてやる方が重要だと思うんです。これは、低学年の子どもの頃からご家庭の中でももちろん、お母さん方、お父さん方を含めてご指導していらっしゃるんですけども、しかし、小学校・中学校・高等学校と進んでいく中で、それから就労という体験を通してながら社会人として生きていく中で、自分としては何ができて、何ができていないか、得手不得手ありますよね、そここのところを理解しながら、社会生活を送れるようまず、きちんとスキルを身につけてやりましょうと、これは1点目です。それから、学校としてその子の適正を見いだすには、知内高等学校は、普通科高等学校ですので、特別支援学校のように障がいを持っている方の就職ルートというんですか、今までのノウハウといいますか、ありません。高校の進路担当者がそのことをこれだけで背負わせるには、重荷が重すぎます。よって、今回、このメンバーの中の1名は、就労支援員として長い間、特別支援学校で就労に向けて仕事をな

さっていた方に来ていただくことによって、具体的な特性と適正とこの子が将来、社会の中で営んでいく中での課題は何か、問題点は何かなどがかなり明らかになっていきます。これらについて町とやっぱり繋いでいくのが、今度、僕らの仕事になっていきますので、それを繋いでいきながら、将来に向けた、または、生涯に向けた、支援体制というのが見えてくるのではないかなと思っていますので、そんなふうにしてご理解してもらえれば、ありがたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

それは分かるんですけども、ただ、今、教育長言いますのは、余りにも教育委員会、それなら、私にとっては、いろいろな分野のものを一回に囲ってしまうという形に私はちょっと見えるんですよ。結局、今のうちの町の場合でしたら、今の言い方しますとですね、やはり生活福祉課もあるだろうし、産業振興課もある、そういううちの役場の中の体制でもきちんとお互いに横の連携を取りながら助け合うとか、協力し合うという形で、そういうものを私はこの事業でかなりボリュームのある事業だと思うんですけども、その辺について、何か協力体制とかそういうものを取るものは考えているんですか。お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

すごく何かお答えしづらいんですけども、町との連携は取っていきます。今も取っていますので、町との連携の中で、この事業というふうに考えていただいた方がいいと思います。この事業があって、これから町との繋がりをどうするかではなくて、町のいろいろな障がい者福祉に関する大きな考え方の中で、特に教育の部分というのは、非常にウエイトが大きいんだと。そこには、今までこういう課題や問題点もあったので、それを補完する意味で、このモデル事業に応募したというふうに全体像を取っていただければ、ご理解していただけるのかなと思うんですが、よろしくどうぞお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

そしたら分かりました。それから、8ページの活用材の部分で、今回、460万円の部分があるんですけども、その中に専用住宅新築の専用住宅付帯施設の部分で7件の申請があったと思うんですけども、この部分について、町長、前にも言いましたように、定住団地の部分で200万円の助成で町長の強い思い入れがあって、200万円の助成という形があったんですけども、その辺について、定住団地のところに新築とかそういう形のもの今、建つ予定あるんですか。お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、5番議員の質問でありますけれども、現時点で新築・増改築、それから、専用住宅、物置等含めまして、17軒の申請を受け付けたところであります。残念ながら、

新築全体で、今、現在で、7月30日現在でありますけれども、10軒の新築住宅が建築されておりますけれども、町内業者が3軒、ハウスメーカーが7軒という今、状況になっています。それから、専用住宅の増改築については、1軒、これは地元業者が今、請け負っているということです。そのほかに物置、それから、車庫等で今、6軒の申請を受けてありますけれども、4軒が町内業者、それから、町外業者が1軒と、ハウスメーカー1軒という形に今なっています。それで、私はこの制度を作らせてもらうときには、地元企業の要するに地場材の振興も含めた中での林業振興、地元の建築業の振興ということも1つ含ませていただいて、制度を作らせていただいたんですけれども、結果的には、新築住宅10軒のうちの7軒がハウスメーカーで建築されているということで、せっかく制度を設けたんですけれども、活用に至っていないという現実があるということをお今の時点でちょっと受け止めさせていただいて、今後、どうするかということも含めながら、今、内部で検討しているところであります。ただ、今、今後において、460万円追加をさせていただきましたけれども、今、担当の方に申し出がある部分で新築3軒、町内業者、その辺はまだ不確定でありますけれども、一応、そういうものが制度を活用したいということでの申し出があるということで、今回、460万円、追加補正をさせていただいたところであります。それで、残念ながら、分譲住宅、これは100万円上積みさせていただいておりますけれども、今のところ要望はなしという状況になっていることで、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

今年の場合にはなかなか大変ですね、新築もそうですけれども。ただ、春に町長の強い思い入れがあった200万円という部分でですね、やはりもう少しうちの町も町民の方々に対するアピールの仕方というか、いろいろな形でこれは不足しているのかなということで、ただ、やはり前も言いましたように、あそこの土地は何か地盤が余り好ましくない地盤だということで、いろいろな形で何回も地盤に対する不安心を問題提起したことがあると思うんですけれども、その辺について、もう少し町民の方に理解を、助成を違う形でやれるという形で、何か考えていないのか、もし、あるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘をいただきましたように、分譲住宅、なかなか希望者がいないという現実を捉えた中で、新しい制度を作らせていただきました。それで、今、ご指摘の町民の皆様方へのPR不足ではないかというご指摘もありました。その辺は十分、うちらとしましても、行政側としても受け止めさせていただいて、何とか1軒でも活用していただけるよう、これからも努力をさせていただければと思っています。ただ、今、言われましたように、なかなか確かに地盤がですね、余り良くないという当初からそういう情報がまん延してしまったとか、情報が出てしまったものですから、なかなかそこに住宅を建てるという希望者が少ないということも現実としてあります。ただ、うちの職員も何軒かそこに今、現在、新築をしまして、その状況というのは全く感じられないということでもありますので、その辺も払拭できるような形でPRを

していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

7ページ、農業振興費、地域づくり総合交付金が載っていますが、説明資料を見ますと、事業費が3,900万円、道が2分の1以内でありますから、これはこういう絞り方をしたのかなと、数字的には理解をしています。また、この事業を町の方で予算が通っていくという事業だと思っておりますが、負担区分の中で、新はこだて農協が2,400万円、約70パーセント、これは恐らく、新はこだて農協がリース事業をやっている地元生産者の負担だろうと、このように思っています。過去の流れからいきますと、この事業については、ほとんど50パーセント、もしくは、ちょっと弱かなと、そんなことでずっと経過したわけではありますが、ここ1・2年、随分と補助率が下がってきているなど。町長、行くところでは、ニラ、あるいは知内の施設物はすごいんですよ、頑張っていますよと言っているわけではありますが、だんだんこういう補助率が下がってきているということ、これ見ますと分かる通り、町はゼロですよ、今、新規就農の場合は、多少上乘せしていますが、これらについて、これから本当にニラなり施設物を更に伸ばそうというのであれば、町もひとつ何か考える余地はなかったのかなと。また、各生産者、あるいは、新はこだて農協からそういう要請があったかないか、まず、1点目を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、9番議員のご指摘でありますけれども、地域政策補助金、これはご指摘のとおり、今、北海道からの内示額2分の1以内ということであるんですけれども、基本的にうちが申請をさせていただくときに2分の1以内ですから、できれば、50パーセントを要するに内示をいただければというふうに思っています。それで、先般も北海道新聞に載ってまして、渡島管内で総合地域づくり交付金、前年度対比して倍増になっていきますという記事が載っています。それで、今、新幹線絡みでいろいろと各自治体が新規の事業取り組んでいるということで、これは北海道のひとつの考え方がそこにきつとあるのかなと、そんなことから今、2015年、新幹線開業で北斗市、それから、木古内町、それからいろいろとそれに関連する自治体に少し多く地域づくり交付金が配分されているのかなというふうに思っています。ただ、渡島全体としては、先ほど言いました、対前年度で増額になっているということでもあります。それで、うちらもこれだけではありません。漁業振興ということで、養殖施設の要するに事業費を今回申請させていただいて、それはやっぱり落とされてきている状況でもあります。そんなことから、これはですね、ひとつ、地域づくり交付金でありますから、北海道の考え方によって配分がされている、これは2分の1以内でありますから、北海道がその辺の裁量権を持っている事業なんだろうというふうにご理解をまず、していただきたい。それで、私はこのニラの増棟ハウスについてはですね、これは本当に長年、北海道から支援をさせていただいている事業でありまして、私は行政のトップとして感謝をしているところであります。ですから、機会がある毎に担当の皆様方には、その辺はお礼を申し上げているところでありますけれども、今、ご指摘のとおり補助金が

少なくなると受益者の皆さん方にその部分が増えていくということも現実的にそれは理解はさせていただいています。ただ、これから今、すぐ、減額になった部分を行政という形にはなり得ないというふうに思っています。その状況をきちんと捉まえた中で、そして、今、議会終了後にプロジェクトチーム、小西運営委員長も今日、お出でありますけれども、その状況をどういうふうな形で今、10億円、3年連続実績として成果としてありますけれども、これが今、12億円、15億円まで目指そうという今、生産者の皆様方の考え方でありますので、その辺をきちんと行政としてどんな形で捉えさせていただけるのか、そんな形で行政の役割については、今、判断をさせていただければというふうに思っているところであります。もう少し、今、新幹線開業でちょっとこちらの方に手厚くきつと内示をしているのかなという状況がありますので、その辺をもう少し状況を見極めさせていただいて、考えさせていただければと、今、現時点ではそこしかまだ言えませんので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 庁舎耐震改修工事請負契約について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第2号、『庁舎耐震改修工事請負契約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、庁舎耐震改修工事請負契約について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した庁舎耐震改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記として、契約の目的は、庁舎耐震改修工事。契約の方法は、指名競争入札。契約金額につきましては、2億1,577万5千円。契約の相手方は、函館市田家町15番12号、斉藤建設株式会社、代表取締役社長、齊藤大介。工期につきましては、契約の日から平成26年1月31日となっております。なお、指名業者等につきましては、建設水道課説明資料に付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以

上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

この工事の中にこの橋梁と言っているんですか、橋、入り口の、これ入っていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。その渡り通路については入ってございません。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

庁舎の耐震強度の改修ということで、以前、説明は受けたんですけども、ただ前建設課長のときに確かこの橋も強度ないんだよという話があったと思ったんですけども、その辺、まず、入り口でこけたらみんなこけるみたいな話になりませんか。私の勘違いですか。その辺、ちょっと。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

当時のそのお話については、私、把握してございません。それで、手元資料がないものですから、その橋に対しての検討の有無も含めて、資料、もう一度見てみたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部、終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回知内町議会臨時会を閉会します。
どうも大変、ご苦労様でした。

(閉会 午前10時28分)